

さめき水田営農だより

経営所得安定対策等交付金 交付申請書の提出はお済みですか？



平成26年産の**交付申請書**の提出は、**6月30日(月)**までです。
申請予定の方は、最寄りの地域農業再生協議会(市町、JA)又は
高松地域センターへ早めに提出をお願いします。なお詳細は、「さ
めき水田営農だより」第56号と第57号に掲載しています。

経営所得安定対策等の内容、加入要件などのお問い合わせは下記までお願いします。

高松地域センター 農政推進グループ 電 話 087-831-8185
フリーダイヤル 0120-38-3786

調整水田には飼料用米の作付けを

香川県には、何も作らなかった田が2,363ha※あります。**調整水
田等**を予定している水田は、**飼料用米**の作付けに変更し水田の有
効活用

に努めましょう。
なお、飼料用米を作付した場合、水田活用の直接支払交付金(飼
料用米・一括管理の場合は8万円/10a)が活用できます。

【留意点】

「調整水田等」を「飼料用米(一括管理)」に
主食品種で取り組み、JAに出荷」に変更す
る場合、営農計画書が提出済みの方は記載
内容の修正が必要です。提出先(最寄りの地
域農業再生協議会(市町、JA)又は高松地域
センター)で修正をお願いします。

※2010年農業センサス「経営耕地面積規模別統計」より

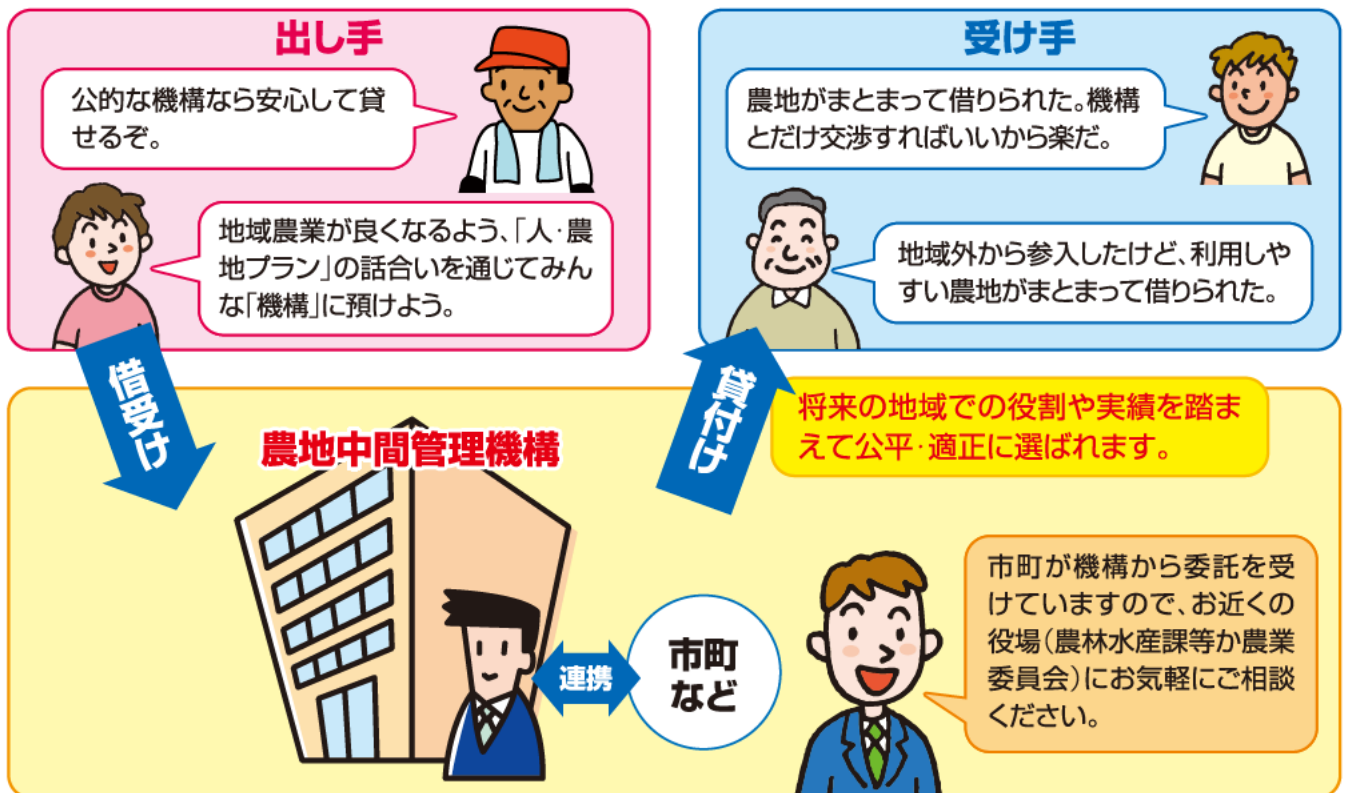


農地中間管理機構を活用して 皆さんの農地を活かしましょう!

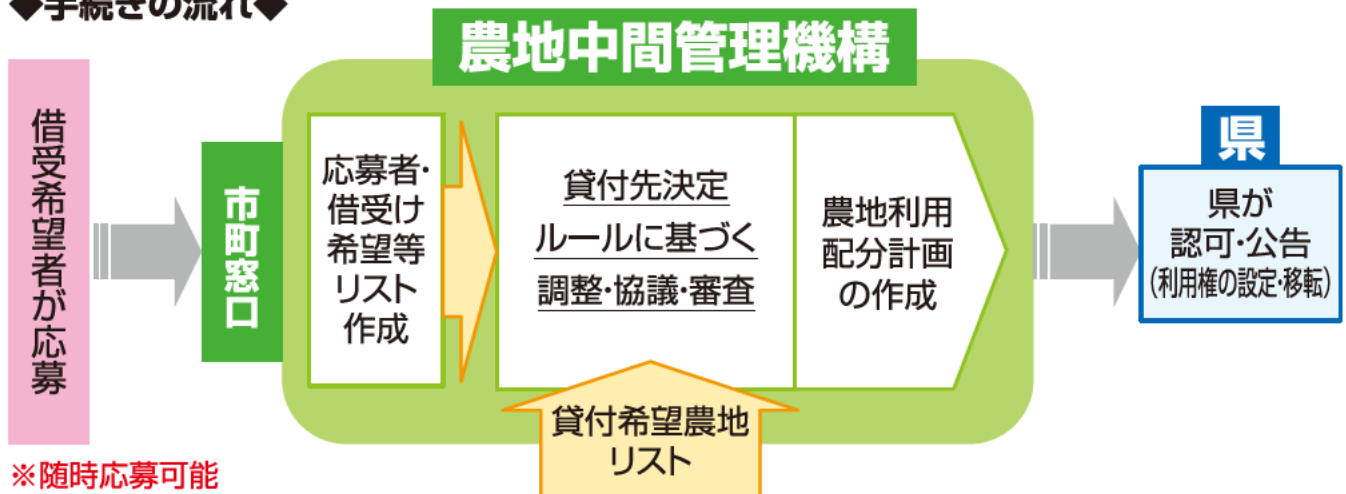
平成26年度から始まった新施策として、農地の貸し借りにおける中間受け皿となる**農地中間管理機構**が整備され、公益財団法人香川県農地機構がその業務を担っています。

この農地中間管理機構は、出し手から農地を借り受け、受け手となる担い手の規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸しをすることなどを業務としています。

農地中間管理機構のしくみ



◆手続きの流れ◆



相談窓口・お問い合わせ先

各市町の農業所管課 又は 農業委員会
公益財団法人 香川県農地機構 香川県高松市松島町1-17-28
TEL:087-831-3211 FAX:087-812-0820
ホームページ: <http://homepage2.nifty.com/kagawa-nk/>

農地の**受け手**が機構を活用するメリットは…



○認定農業者などの担い手農家

⇒機構からまとまった農地を借受けでき規模拡大が進めやすくなる。また、機構を活用して分散した農地を担い手ごとに集約化し作業の効率化を図ることができる。

○集落営農組織

⇒集落での「人・農地プラン」の作成や見直しの話合いの中で、機構に農地を貸し付け、地域内の農地利用の再編を進めることができる。

○新規就農(就農希望者・農外企業)

⇒これまで課題であった農地の確保がしやすくなり、安心して経営がスタートできる。

助 成 措 置

農地集積補助金交付事業

○支援内容:機構を通じた利用権の設定等により新たに面的集積する場合に、**2万円/10a**交付

○対象者:認定農業者、新規就農者(就農後5年以内の者)、集落営農法人

○主な要件:

- (1)機構からの存続期間6年以上の貸付けであること。
- (2)新たな貸付けであること(同一人への再設定は交付対象外)。
- (3)当該年度の4月1日時点の経営農地面積に対し、申請時点の面積が増加していること。
- (4)集落営農が法人化した場合は、法人化後の経営農地面積が集落営農の農作業受託農地(作物の生産・販売について共同販売経理を行っている農地)面積より増加していること。

農地の**出し手個人**が機構を活用するメリット



⇒機構を通じて受け手に貸すことで、農地を有効に活用することができます。

助 成 措 置

農地集積推進事業

※ 地域に対して交付される協力金もあります(要相談)

○支援内容:機構を通じて担い手に農地が貸し付けられた場合に、農地の出し手に協力金を交付
経営転換協力金 **0.5ha以下:30万円/戸、0.5ha超~2ha以下:50万円/戸、2ha超:70万円/戸**
耕作者集積協力金 **2万円/10a** ※27年度までの単価(28・29年度は1/2、30年度は1/4)

○主な要件

- (1)対象農地を機構に10年以上貸し付け、機構から受け手に貸し付けられること。
- (2)農地の出し手が、機構に貸し付けた日の1年以上前から、所有権等に基づき自ら耕作していること(相続人は除く)。

◆経営転換協力金(経営転換する場合やリタイア等を契機とする場合)

- ①遊休農地の所有者は対象になりません。
- ②原則、全ての自作地(他の農業者に利用権設定している農地及び自留地10a未満を除く)を貸し付けること。
- ③今後10年間は農地の所有権や利用権の新たな取得等を行わない等の誓約をすること。

◆耕作者集積協力金(機構を通じた借受希望者の農地を連坦化させる場合)

以下のいずれかに該当する農地

- ①機構が借り受けている農地や機構を通じた借受希望者が経営する農地に隣接していること。
- ②面的要件を満たす原則2筆以上の農地(①に該当しないもの)。

田植え作業のポイント

効率的な病虫害防除の観点から、田植え前に**育苗箱処理剤**を施用します。また良質米生産の観点から、**密植を避け、適正な株間、植付本数、植付深度**で田植えしてください。

ポイント1【育苗箱防除】

- いもち病や紋枯病等に効果の高い**育苗箱処理剤**を必ず施用します。
- ※ポット育苗等で箱剤が施用できない場合は、本田防除を必ず行います。
- ※田植機の設定で株間を広げて苗のかきとり量を極端に少なくすると、薬剤の効果不足となるおそれがあります(厚播きとせず、極端な疎植は避ける)。

ポイント2【田植え作業】

- ①栽植密度→株間18～22cm(坪50～60株)
1株植付本数3～4本
- ②植付深度→2～3cm
- ※田植え作業開始直後に必ず抜いて確認してください。



ポイント3【雑草防除】

- 田植え後は、適期に初期除草剤を散布します。
- ※藻の発生が予想される場合は、栽培しおりの範囲内で早めに散布します。
- ※散布後、大雨が予想される場合は、深水としないでください。
- ※散布後は少なくとも7日間止水します。減水して田面が現れた場合はゆっくり水を足します。

25年産米の米価変動補てん交付金の交付は行われません

米価変動補てん交付金は、平成25年度において米の直接支払い交付金の交付を受けた者を対象として、当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に交付することになっています。

25年産米については、出回りから3月までの相対取引価格(全国平均)から直近の流通経費等を差し引いて算定された当年産の販売価格①が、標準的な販売価格②を下回りませんでした。この結果、平成25年産米に係る米価変動補てん金の交付は行われなかったことになりました。

①25年産の販売価格(12,036円/60kg) > ②標準的な販売価格(11,978円/60kg)

●内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課
香川県 農政水産部 農業生産流通課
香川県農業再生協議会 ホームページ

TEL:087-825-2503
TEL:087-832-3418

<http://www.kagawa-saiseikyo.jp/>